

「対人援助通訳の実践から」

第7回

飯田奈美子

1. はじめに

平成30年12月の臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、「新たな在留資格」と呼ばれる在留資格が創設され、今年の4月から施行が開始されます。今後日本では働く外国人が増加することになります。

それにより政府は増加する在留外国人に対処するための受け入れ支援策も作成しました。その中には、外国人対象の相談のワンストップサービスや医療などの通訳に対する施策に対する予算も計上されています。

このような突然の外国人受け入れ支援に対する予算処置に各自治体、地域国際化協会は慌てふためいています。

それを見据えていたわけではないのですが、ちょうど京都市国際交流協会で行行政通訳相談員採用試験マニュアルを作成していることもあり、3回にわたって、外国人住民に対する通訳相談支援システム構築に重要な点をのべていきたいと思います。

2. 「新たな在留資格」創設の背景

「新たな在留資格」の創設は、今までの日本政府の方針を180度変更させるものでし

た。従来、日本政府は表向き、単純労働の外国人の受け入れないというものでしたが、この新たな在留資格創設により、単純労働を行う外国人労働者を受け入れるという方針になりました。

従来、日本では単純労働の外国人を受け入れないというものでしたが、実質的には単純労働者をたくさん受入れてきました。一つは、技能実習生という名目で、もう一つは留学生という名目で、です。

技能実習生は、日本の技能、技術又は知識を開発途上国等出身者へ教え、身に付けるという「実習」を目的に来日するものです。しかし、実質は単純労働を行う労働者として受け入れ、最低賃金、もしくは最低賃金以下で労働させています。中には、残業代を安い時給に設定したり、もしくは払わないケース、パワハラ、セクハラがあるケース、パスポートや銀行通帳を管理して、逃げ出さないようにするケースなどがあります。技能実習生は日本に来日するために、ブローカーから多額の手数料を要求され、多くは借金をして来日をしています。ブローカーから日本で働けば借金は返すことができ、貯金もできて帰国したら家も建てられると言われ、それを信じて多額の借金をするの

です。そのため、配属された実習先（職場）が劣悪な環境であっても、借金があるため帰ることができず、我慢をして働き続けるしかない状況があります。

他方、留学という名目で来日させ、アルバイトとして単純労働を行うケースがあります。コンビニや弁当工場などでよく働く姿を目にします。彼らは、日本語学校に留学し、留学生等が得られる「資格外活動許可」を得てアルバイトをするのです。この許可を得られれば週 28 時間（夏休みなどは 1 日 8 時間）就労することができます。学業をおびやかさない程度の就労が認められているにもかかわらず、規定時間以上にアルバイトを行う（それが目的の）留学生もいます。このような留学生は、本国のブローカーから、留学の在留資格で就労できると聞き、就労目的で来日をするので、学業を行う時間も体力もなく（日中のバイトだけではなく夜勤も掛け持ちすることもあるため）、日本語学校では勉強を行わず寝てばかりというケースもあります。そのため日本語が習得できず、また、学費を払わないと日本語学校に在籍することができないため、低賃金の単純労働を行わなければならない状況にあります。

日本での労働条件や環境はいいものではなくてもたくさんの外国人が就労をしています。なぜならば、日本の産業が彼らを必要としているからです。少子高齢化が進み、人手不足の状況のなか、外国人労働者を使いたいという企業、雇い主が増え、彼らの声に押されて、外国人労働者受け入れ政策が誕生したのです。

3. 外国人労働者の問題

技能実習生や留学目的で就労をする外国人労働者には、共通の問題があります。それは、①労働条件・労働環境が日本人に比べて悪いこと ②基本的人権を尊重された対応がされないこと ③日本語ができないために、誰にも相談できないこと

労働条件・労働環境が悪いことは、上記でも説明した通りです。給料の未払い、長時間労働、契約内容とは異なる仕事をさせられるなど、さまざまな労働に関わる問題があります。技能実習制度では、受け入れ機関があり、何か問題があればそこが支援や相談を行うのですが、受け入れ機関と配属先の職場が同じ組合であったりして、問題が表面化することも少なく、改善まではなかなかされないのが現状です。そして、労働条件だけではなく、パスポートを取り上げられたりして、管理をされている状態にあります（技能実習生）。また、技能実習生が妊娠をしたことで、中絶か強制帰国かを迫られるとの報道もありました（朝日新聞 2018 年 12 月 1 日）。強制帰国させられると、借金が残ってしまい本国で生活することができなくなるのです。生きるか死ぬかそのような状況に追い込まれてしまうのです。実質的に労働者であり、労働基準法も適用される存在であるにもかかわらず、労働者としての権利は行使できない状況にあります。技能実習生など外国人労働者を支援する労働組合は数が少ないですが、存在します。しかし、技能実習生は、受け入れ機関から労働組合に加入したり、接触することを禁じているケースもあり、労働組合に相談することができません。そもそも外部との連絡を取らないようにと携帯電話の保持を禁じているところもあるとのこと。そのよう

な状況の中、日本語もあまりできない技能実習生等が誰かに相談を行うということは、至極困難なことになるのです。

4. 外国人対象の相談支援ワンストップサービス

このような現状が国会でも取り上げられ、政府も対策を取らなければならないということで、全国 100 か所に外国人対象の相談支援のワンストップサービスを行うことになりました（それに関する予算がつくことになりました）。現状としては、急に降ってわいてきた話であり、どこの自治体も何をどうしたらいいかわからず右往左往しているという感じです。

しかしながら、全国に外国人対象のワンストップサービスができることはとてもよいことであると思います。問題は、それが有効に機能していけるかです。相談支援のワンストップサービスは、さまざまな専門領域が関わるもので、一朝一夕では構築できるシステムではないものです。さらに、外国人対象の場合は、外国語と日本語の通訳が必要となり、相談業務と通訳業務を両立させていかなければなりません。どちらも専門性が必要なもので、また、そのシステム構築にもノウハウが必要なものであると言えます。

5. 行政通訳相談事業

京都市国際交流協会では、相談と通訳を行う行政通訳相談事業を 2007 年から行っています。この新たな在留資格の創設によるワンストップサービス設立の話が出る前から、外国人等を対象としたワンストップサービスを行っています。

行政通訳相談事業は、電話で区役所など

行政機関に外国人等が来所し、言葉が通じない時に通訳を行います。また、外国人等が行政手続きや生活上の問題についての相談がある場合、関係窓口につなげ、通訳を行うということをしています。

行政通訳相談事業は、その名も通訳と相談業務を行っており、通訳相談員はどちらのスキルも身に付ける必要があります。スキルの高い通訳相談員がいればそれだけで事業が成立するのではなく、通訳相談員の育成と同じくらいに通訳相談事業のシステム構築が重要になり、両方がうまく機能しないと成立しない事業なのです。

しかし、通訳相談員の育成については重要であることは、大いにはないですが、理解を得られやすいのですが、システム構築が重要であるということは、行政（国レベルでも）なかなか理解はされません。

これは、相談業務を行っていない通訳システムにおいても同じであると言えます。医療通訳にしても、ただ通訳者があるレベルにまで育成さえすれば、医療通訳は問題なくできると捉えられているのではないかと思います。通訳を利用する医療者など専門家自身のユーザー教育も必要ですし、また、通訳依頼側と通訳者をつなげるコーディネート業務も重要となります。

行政通訳相談事業のシステムも通訳相談のコーディネート業務が重要であり、そして、京都市国際交流協会では、コーディネートについてのノウハウが蓄積しており、それを公開する予定でいます。

この連載でも行政通訳相談事業のノウハウを紹介していきます。今回は、行政通訳相談員が求められる能力、育成方法について述べたいと思います。以上